

環境関連の最近のトピックス(平成18年4月～平成21年7月)

参考資料2

1. 脱温暖化

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|----------|--|
| 1 | 「新・国家エネルギー戦略」とりまとめ(経済産業省) | 平成18年5月 | 経済産業省は、エネルギー安全保障を核とした「新・国家エネルギー戦略」を取りまとめた。戦略の目標として、①国民に信頼されるエネルギー安全保障の確立、②エネルギー問題と環境問題の一体的解決による持続可能な成長基盤の確立、③アジア・世界のエネルギー需給問題克服への積極的貢献の3点をあげるとともに、2030年を目標に、さらに30%のエネルギー効率を改善することや石油依存度を40%以下にするなどの数値目標を掲げた。 |
| 2 | 地球温暖化対策推進法改正 | 平成18年6月 | 京都メカニズムによる削減量(いわゆるクレジット)の取得、保有及び移転の記録を行うための割当量口座簿の整備、クレジット取引の安全の確保等、所要の規定を整備した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が第164回通常国会において成立し、6月17日公布された。 |
| 3 | 「京都メカニズム取得事業」開始(環境省、経済産業省) | 平成18年7月 | 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)は経済産業省と環境省の受託により「京都メカニズム取得事業」を開始した。京都議定書の目標を達成する上で、国内の排出削減対策や吸収源対策だけでは不足する1990年比1.6%分をこの事業で補う。 |
| 4 | 「次世代自動車用電池の将来に向けた提言」とりまとめ(経済産業省) | 平成18年8月 | 経済産業省の「新世代自動車の基礎となる次世代電池技術に関する研究会」は、4月から5回にわたって検討を重ねてきた成果を「次世代自動車用電池の将来に向けた提言」としてまとめた。 |
| 5 | 気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)及び京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP2)の開催 | 平成18年11月 | ナイロビ(ケニア)において開催された気候変動枠組条約第12回締約国会議(COP12)及び京都議定書第2回締約国会合(COP/MOP2)、にて、京都議定書の第1約束期間後の将来枠組みについて、2008年のCOP/MOP4で見直しを行うこととし、それに向けた作業スケジュールなどが取り決められた。 |
| 6 | 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第1作業部会報告書まとまる | 平成19年2月 | 国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書第1作業部会(自然科学的根拠)報告書がまとまった。報告書は、温暖化の原因が人為起源の温室効果ガスの増加が原因である可能性が非常に高いとし、2001年に出された第3次評価報告書の「可能性が高い」より踏み込んだ表現となった。 |
| 7 | バイオマスニッポン戦略会議が国産バイオ燃料工程表作成 | 平成19年2月 | バイオマスニッポン戦略会議が国産バイオマス燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表を作成し、農水大臣が総理大臣に報告した。 |
| 8 | 改定エネルギー基本計画閣議決定 | 平成19年3月 | エネルギー政策基本法に基づき、エネルギー需給全体に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方向性を示した「エネルギー基本計画」の改定案が閣議決定された。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|-----------------------------------|----------|---|
| 9 | 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第2作業部会報告書まとまる | 平成19年4月 | 国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書第2作業部会(影響・適応・脆弱性)報告書がまとまった。報告書は、気候変化が世界中の地域の自然と社会に影響を与えていることが明らかになったことを報告した。同時に、適応策と緩和策を組み合わせることによって、気候変動に伴うリスクを低減することができ、適応能力を高める方法の一つは気候変動の影響への配慮を開発計画に導入することであるとしている。特に、気候上昇が及ぼすコストと便益については「世界平均気温の上昇が1990年レベルから約1~3℃未満である場合、コストと便益が混在する可能性が高いが、気温の上昇が約2~3℃以上である場合には、すべての地域において正味の便益の減少か正味のコストの増加のいずれかが生じる可能性が非常に高い」としている。 |
| 10 | 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第3作業部会報告書まとまる | 平成19年5月 | 国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書第3作業部会(気候変動の緩和策)報告書がまとまった。報告書は、1970年から04年までの34年間に、世界の温室効果ガス排出量が約70%増加したことや、対策を強化せず現状のまま推移すると、今後数10年間も排出が増加しつづける傾向にあることを指摘し、2030年までに更なる削減を可能とする緩和策を、エネルギー供給、運輸等の分野ごとに提示した。また2031年以降については、さまざまな排出予測シナリオを評価し、平均気温を産業革命時比ペプラス2.0~2.4度の範囲にとどめるためには、2050年時点の二酸化炭素排出量を00年より85%~50%削減する必要があることを明らかにした。 |
| 11 | 環境配慮契約法成立 | 平成19年5月 | 国などが電気や自動車の購入、庁舎の設計・運営などについて、温室効果ガス等の排出削減に努めることを定めた「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)」が成立した。 |
| 12 | 改正海洋汚染防止法成立 | 平成19年5月 | 発電所などから排出される二酸化炭素を回収し、海底下の地層に封じ込める技術(CCS)を実施可能にする改正海洋汚染防止法が成立した。 |
| 13 | 「21世紀環境立国戦略」決定 | 平成19年6月 | 政府は「21世紀環境立国戦略」を閣議決定した。炭素社会、循環型社会、自然共生社会づくりの取組を統合的に進めていくことにより地球環境の危機を克服する持続可能な社会を目指すことを提示。「環境立国・日本」として日本の強みである「自然共生の智慧や伝統」、「世界最先端の環境・エネルギー技術」、「公害克服の経験」、「意欲と能力溢れる豊富な人材」を活用すること、経済成長・経済活性化を環境から拓く「日本モデル」を構築することを示した。 |
| 14 | G8ハイリンゲンダムサミット開催 | 平成19年6月 | (当時安倍)総理から、先に発表した日本提案「美しい星50」を紹介し、世界全体の排出量を現状に比して2050年までに半減することを全世界の共通の目標とするとともに、次期枠組みを構築するに当たっての「3原則」を提案。2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討することでG8首脳の合意が得られた。 |
| 15 | 「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」策定(農林水産省) | 平成19年6月 | 農林水産省は、「地球温暖化・森林吸収源対策推進本部」を設置し、省エネルギー対策、森林吸収源対策、適応策(新品種の開発や栽培体系の見直し等)、国際協力等を内容とする、「農林水産省地球温暖化対策総合戦略」を策定した。平成20年7月には、省CO2効果の「見える化」、農地土壌の吸収源対策等を内容に加える改定を行った。 |
| 16 | E10対応車の技術指針を策定(国土交通省) | 平成19年10月 | 国土交通省は、E10対応車が公道走行試験を実施するために必要な技術的要件を取りまとめた「E10対応車の技術指針」を策定した。この指針に適合している場合は、試験自動車として国土交通大臣認定を受け、公道走行試験を行うことができることになった。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|----------|--|
| 17 | 今後20～30年の対策・投資が影響－IPCC第4次評価報告書 | 平成19年11月 | 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第27回総会がスペインのバレンシアで開催され、第4次評価報告書統合報告書が採択された。20世紀半ば以降に観測された世界平均気温の上昇のほとんどは「人為起源の温室効果ガスの大気中濃度の増加によってもたらされた可能性が非常に高い」と強調。現行のままでは今世紀中に世界の気候システムに多くの変化が生じると述べ、「今後20～30年の緩和努力と投資がより低い安定化レベルの達成機会に大きな影響を与える」として各国政府に早期の対応を促した。 |
| 18 | 気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)及び京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP3)の開催 | 平成19年12月 | 気候変動枠組条約第13回締約国会議(COP13)・京都議定書第3回締約国会合(COP/MOP3)が、インドネシアのバリ島で開催された。2013年以降の枠組みについては、枠組条約の下に、新たな特別作業部会(AWG-LCA)を設置し、2013年以降の枠組みを2009年までに合意を得て採択すること等に合意した。その際の議論において考慮される点として、①排出削減に関するグローバルな長期目標の検討、②すべての先進国による計測・報告・検証可能な緩和の約束又は行動(先進国間の取り組みを比較できるようにする)、③途上国による計測・報告・検証可能な緩和の行動、④森林、⑤セクター別アプローチ、⑥削減と適応における条約の媒介的役割の強化、⑦小島嶼国などの脆弱な国への支援に関する国際協力、⑧革新的技術開発の協力、⑨資金協力等が明記された。 |
| 19 | 「クールアース推進構想」発表 | 平成20年1月 | (当時福田)総理はダボス会議の特別講演の中で、「クールアース推進構想」を発表し、ポスト京都議定書のフレームワークとして国別総量目標を設定することに言及するとともに、国際環境協力として100億ドルの途上国支援(クールアースパートナーシップ)を発表するなど我が国の決意を具体的に示した。 |
| 20 | E10対応車を初めて国土交通大臣認定 | 平成20年2月 | 国土交通省は、E10対応車について初めて、道路運送車両の保安基準第56条第4項に基づく試験自動車として国土交通大臣認定を行った。これにより、環境省の事業において、(財)十勝圏振興機構が規格外の小麦やんさいを原料として製造したバイオエタノールをガソリンに10%混合したE10燃料を使用して北海道十勝地方で走行試験が行われた。 |
| 21 | 「バイオ燃料技術革新計画」策定(農林水産省、経済産業省) | 平成20年3月 | 農林水産省と経済産業省は産学官からなる「バイオ燃料技術革新協議会」(委員長:鮫島正浩 東京大学大学院農学生命科学研究科教授)を開催し、具体的な目標、技術開発、ロードマップ等を内容とする「バイオ燃料技術革新計画」を策定。 |
| 22 | 「Cool Earth-エネルギー革新技術計画」取りまとめ(経済産業省) | 平成20年3月 | 2050年の大幅削減に向けて、我が国が重点的に取り組むべき革新技術として「21」技術(革新的太陽光発電等)を選定。長期にわたる技術開発のマイルストーンとして、各技術のロードマップの作成、長期的視点から技術開発を着実に進めるためのロードマップを軸とした国際連携のあり方をとりまとめた。 |
| 23 | 改定京都議定書目標達成計画閣議決定 | 平成20年3月 | 京都議定書における我が国の6%削減約束をより確実に達成するために必要な措置を定める京都議定書目標達成計画の改定案が閣議決定された。 |
| 24 | 国連気候変動枠組条約会合開催 | 平成20年4月 | 気候変動枠組条約の次期枠組みなどに関する作業部会がバンコクで開催された。今回の会合で、各国は、2009年末のコペンハーゲン会議に向け、交渉プロセスを示す2年間の作業計画に合意。また、京都議定書に基づく作業部会では、第1約束期間以降も市場ベースのメカニズムを活用していく方針に合意。また、第2約束期間では、削減目標を達成するために、森林関係の活動を対象とすることに同意した。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|---------|--|
| 25 | カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)設立へ(環境省) | 平成20年4月 | 環境省は、低炭素社会の実現を目指し、カーボン・オフセットの取組に関する情報収集・提供、普及啓発、相談支援等を実施するカーボン・オフセットフォーラム(J-COF)を設立した。 |
| 26 | アジア太平洋気候変動と開発のためのゲートウェイ・キックオフミーティング開催(環境省) | 平成20年4月 | タイのバンコクにおいて「アジア太平洋気候変動と開発のためのゲートウェイ・キックオフミーティング」が開催され、14か国・9機関から約40名の開発計画や気候変動担当の行政官(局長級)や開発援助等の専門家の出席を得て、コベネフィット(相乗便益)の実現と適応措置の開発政策への統合を重点的に支援する取組について議論が行われた。また、我が国が提唱する「クールアース・パートナーシップ」の下、途上国の開発計画及び気候変動担当の関係省庁等の協力に基づいた取組の重要性に関する認識が共有された。 |
| 27 | 環境技術革新計画策定(総合科学技術会議) | 平成20年5月 | 総合科学技術会議(議長・総理)は「環境エネルギー技術革新計画」をとりまとめた。次世代太陽光発電など36項目の技術開発を進める内容。 |
| 28 | 「長期エネルギー需給見通し」取りまとめ(経済産業省) | 平成20年5月 | 経済産業省は、2030年までの我が国のエネルギー需給とエネルギー起源CO2排出量について取りまとめた。2030年までのエネルギー技術の進展と導入のレベルにより現状固定ケース、努力継続ケース、最大導入ケースの3ケースにわけ、エネルギー需給の姿及びエネルギー起源CO2排出量について定量的に分析するとともに、2010年のエネルギー起源CO2の排出量見通しについて試算した。 |
| 29 | 地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクト「温暖化影響総合予測プロジェクト」成果発表(環境省) | 平成20年5月 | 環境省の運営する競争的研究資金である地球環境研究総合推進費の戦略的研究プロジェクト「温暖化影響総合予測プロジェクト」(正式名称:温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究)の前期研究期間(3年間)の成果が発表された。前期研究期間では、今世紀末までを対象として、我が国の主要な分野における温暖化影響予測及び経済評価、さらに、影響・リスクを総合的に解析・評価する統合評価モデル開発が行われた。その結果、我が国にも比較的低い気温上昇で厳しい影響が現れ、これを抑制するためには早急に適正な適応策の計画が必要であることが明らかにされた。 |
| 30 | 「脱温暖化2050プロジェクト」(低炭素社会に向けた12の方策)成果発表(環境省) | 平成20年5月 | 環境省の運営する競争的研究資金である地球環境研究総合推進費の戦略的研究プロジェクト「脱温暖化2050プロジェクト」(正式名称:脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト)の最新の研究成果として、「低炭素社会に向けた12の方策」を公表した。この成果は、2007年2月の中間報告での「我が国が、2050年までにCO2の排出量を1990年比で70%削減し、豊かで質の高い低炭素社会を構築することは可能である」との結論を受け、70%削減を実現するための具体的な12の方策として、「快適さを逃さない住まいとオフィス」「人と地球に責任を持つ産業・ビジネス」等を提案するもの。特にエネルギー需要側での削減努力が重要であり、2000年比の削減分担を、おおむね産業13~15%、民生21~24%、運輸19~20%、エネルギー転換35~41%と算出した。 |
| 31 | 農林漁業バイオ燃料法成立 | 平成20年5月 | 農林漁業に由来するバイオマスのバイオ燃料向け利用を通じた、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギー供給源の多様化を図る「農林漁業バイオ燃料法」(農林水産省・経済産業省・環境省)が成立。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|---|---------|--|
| 32 | G8環境大臣会合(神戸)開催 | 平成20年5月 | G8のほか中国、インドなど計19カ国・地域と8国際機関が参加し、「気候変動」、「生物多様性」、「3R」について議論が行われ、その成果が、議長総括としてとりまとめられた。気候変動については、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減させる長期目標をG8北海道洞爺湖サミットで合意することへの強い意志が表明されたほか、長期目標の実現のために低炭素社会への移行が不可欠で、すべての国が低炭素社会について明確なビジョンを持つべきこと、IPCCの科学的知見を考慮した実効的な中期目標の設定が必要であることなどがG8環境大臣のメッセージとして発出された。 |
| 33 | 「エネルギー技術予測2008」発表(国際エネルギー機関(IEA)) | 平成20年6月 | 国際エネルギー機関(IEA)は「エネルギー技術予測」と題されたレポートを発表し、各国政府が現行の政策を維持した場合、2050年までに世界の二酸化炭素排出量は130%、原油需要は70%増加するとの見通しを示した。レポートは、二酸化炭素排出量を減らすため、各国政府は「地球規模のエネルギー技術革命」を実現しなければならないとし、2050年までに排出量を半減させるには総額45兆ドルの投資が必要になると付け加えた。 |
| 34 | 「『低炭素社会・日本』をめざして」の発表 | 平成20年6月 | (当時福田)総理は、2050年までの長期目標として、現状から60～80%の削減を掲げて、低炭素社会の実現を目指すとし、革新技術の開発と既存先進技術の普及(革新技術、既存先進技術の普及(再生可能エネルギー、省エネ))、国全体を低炭素化へ動かしていくための仕組み(排出量取引、税制改革、見える化)、地方の活躍、国民主役の低炭素化について福田ビジョンを発表した。 |
| 35 | G8エネルギー大臣会合(青森)開催 | 平成20年6月 | G8と中国、インド、韓国の11カ国エネルギー相会合が開催され、地球温暖化問題への対応として、各国が省エネルギー政策を強化していくことを盛り込んだ共同声明「青森宣言」を採択した。省エネ目標と行動計画を国別に設定することで合意したほか、省エネの推進には業種ごとに削減可能量を分析する「セクター別アプローチ」が有効との認識で一致した。また、新たに国際的な省エネ協力組織を設立することで合意した。 |
| 36 | 「サステイナブル都市再開発ガイドライン～都市再開発におけるミニアセス～」まとまる(環境省) | 平成20年6月 | 環境省は、都市再開発において、事業者による温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の減量・適正処理及びヒートアイランド現象の緩和などの取組みを一層促進するために、自主的なアセスメント(ミニアセス)の実施にあたっての具体的な方法を「サステイナブル都市再開発ガイドライン～都市再開発におけるミニアセス～」として取りまとめた。 |
| 37 | 地球温暖化対策推進法改正 | 平成20年6月 | 事業者の排出抑制等に関する指針を策定、地方公共団体実行計画の策定事項の追加、植林事業から生ずる認証された排出削減量に係る国際的な決定により求められる措置の義務付け等を内容とする改正地球温暖化対策推進法が、第164回通常国会において成立し、6月17日公布された。 |
| 38 | 「地球温暖化影響・適応研究委員会」報告書「気候変動への賢い適応」発表(環境省) | 平成20年6月 | 環境省は、平成19年10月に地球環境局長諮問委員会として設置された「地球温暖化影響・適応研究委員会」の検討結果について取りまとめた。同報告書では、日本でも、既に気候変動の影響が現れ、特に今世紀に入って以降は急速に顕在化しつつあり、今後、国民生活に係る広い分野で一層大きな影響が予想され、日本の自然や社会が有する脆弱性に気候変動の影響が重なると、社会の安全と安定にとって、厳しい影響が生じ得るため、気候変動の悪影響に対して「賢い適応(効果的・効率的な適応)」が必要であるとしている。また、適応策を実施できる体制を構築するため、さらに検討を重ねるとともに我が国における適応計画を策定することが必要であり、特に脆弱な途上国に対する協力・支援が重要であり、最新の科学的知見の整理とともに、さらなる研究・検討が求められてるとしている。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|----------|---|
| 39 | 「水災害分野における地球温暖化に伴う気候変化への適応策のあり方について」取りまとめ(国土交通省) | 平成20年6月 | 社会資本整備審議会は、適応策と緩和策を適切に組み合わせて、持続可能な社会・経済活動や生活を行える「水災害に適応した強靱な社会」(水災害適応型社会)を目指すという認識のもと、これまでの治水政策を拡充し、100年後に1.1～1.3倍に増える降水量に対し、河川での対応に加え、流域での対応を重層的に行うなどを内容とする答申を取りまとめた。 |
| 40 | 日本カーボンアクション・プラットフォーム(JCAP: Japan Carbon Action Platform)を設立(環境省) | 平成20年6月 | 環境省は市場メカニズムを活用した自治体の温室効果ガス排出削減策の推進組織として「日本カーボンアクション・プラットフォーム(JCAP: Japan Carbon Action Platform)」を設立し、平成20年7月に第1回会合を開催した。また、平成21年6月には、全国10か所でブロック会合を開催した。 |
| 41 | G8北海道洞爺湖サミット開催 | 平成20年7月 | 北海道洞爺湖にて、(当時福田)総理の議長のもと開催された。「環境・気候変動」が主要議題の1つとして取り上げられ、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減させる長期目標について、気候変動枠組条約の全締約国と共有し採択を求めること、G8各国が自らの指導的役割を認識し、各国の事情の違いを考慮に入れ、全ての先進国間で比較可能な努力を反映しつつ、排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施すること等につき一致した。 |
| 42 | 低炭素社会づくり行動計画 | 平成20年7月 | 「低炭素社会づくり行動計画」が閣議決定された。同計画では、日本の長期目標として2050年までに60～80%の削減を行うこと、世界全体の排出量を今後10年から20年の間にピークアウトさせることなどの低炭素社会づくりのための我が国の目標のほか、革新的技術開発や既存の先進技術の普及の促進、国全体を低炭素化へ動かす仕組みなどに関する事項が盛り込まれた。 |
| 43 | 「環境モデル都市」選定 | 平成20年7月 | 政府は、温室効果ガスの大幅削減に向けて先進的な取り組みを実行する「環境モデル都市」として、横浜市など6市町を選定した。(平成21年6月現在では、13市町区) |
| 44 | 「新エネルギー政策の新たな方向性」まとまる(経済産業省) | 平成20年9月 | 経済産業省は「新エネルギー政策の新たな方向性—新エネルギーモデル国家の構築に向けて—」と題する緊急提言をとりまとめた。 |
| 45 | 「総合水資源管理について(中間とりまとめ)」公表(国土交通省) | 平成20年10月 | 国土審議会水資源開発分科会調査企画部会は、気候変動等によるリスクを踏まえた水資源分野における対応策について検討し、中間とりまとめを行った。一つの水系に依存する流域を単位とした水にかかわる主体が連携・調整しながら、水量と水質、表流水と地下水、平常時と緊急時を総合的、一体的に考え、対策の適切な組合せ、適切な順序での施策を行うことが必要であり、水資源政策を従前の“開発”を主とする方策から、「総合水資源管理」へと転換することを提案している。 |
| 46 | 「2050研究会」立ち上げ(経済産業省) | 平成20年10月 | 経済産業省は、2050年までに地球のCO2排出量を半減するという世界が直面する最大の課題を個別技術論の積み上げだけではなく、我が国全体の産業政策として、IT、エネルギー、交通、国家などの社会・産業システム全体をいかに変革させ解決できるかを検討する2050研究会を立ち上げた。(平成21年3月 第7回開催) |
| 47 | 報告書「開発途上国の環境対策を実現するコベネフィット型温暖化対策・CDMの促進に向けて」取りまとめ(環境省) | 平成20年10月 | 環境省は、JBIC、JICA等の協力を得て、コベネフィット型温暖化対策・CDMのより具体的な形での推進を目指し、関連する課題についての検討調査を行い、報告書「開発途上国の環境対策を実現するコベネフィット型温暖化対策・CDMの促進に向けて」を取りまとめた。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|----------|--|
| 48 | 「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」公表（環境省） | 平成20年11月 | 中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会グリーン税制とその経済分析等に関する専門委員会は、「環境税等のグリーン税制に係るこれまでの議論の整理」を取りまとめ、発表した。 9月から11月にかけて6回にわたって開催した同専門委員会で、【1】地球温暖化対策全体の中での具体的な位置づけ、【2】現在の経済状況下での課税の効果、【3】国民経済や産業の国際競争力に与える影響、【4】既存エネルギー関係諸税との関係、【5】諸外国における取組の現状、【6】関連する個別のグリーン税制も含めた全体的な在り方について議論が行われ、まとめられたもの。 |
| 49 | 「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」まとまる（経済産業省、文部科学省、国土交通省、環境省） | 平成20年11月 | 政府の「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年7月閣議決定）等において目標となっている太陽光発電の導入拡大を図るべく、太陽電池メーカーや導入を予定する国民や企業等、関係者の迅速な取組を促すために経済産業省、文部科学省、国土交通省、環境省は、「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」を取りまとめた。具体的には、技術開発の促進や補助金、エコ・アクション・ポイントなどを通じた導入拡大を図るための需要・供給サイドの取組の強化、制度環境等の整備、太陽光関連産業の国際展開の支援などが挙げられている。 |
| 50 | アジアの市長による環境的に持続可能な交通に関する「京都宣言」署名式の開催（環境省） | 平成20年11月 | 環境省と国際連合地域開発センターは、CAI-Asiaの協力のもと、Better Air Quality(BAQ) 2008 のプログラムの中の特別セッションとして、アジア市長による環境的に持続可能な交通(EST)に関する「京都宣言」の署名式を、タイ王国・バンコクにて開催した。平成19年4月に、「アジアの市長による環境的に持続可能な交通(EST)に関する国際会議」を京都市にて開催し、ESTの鍵となる各要素に取り組むための総合政策の実施に向けた意思などを表明した「京都宣言」が採択された。今回は、すでに署名されたアジア地域14ヵ国22都市に加え、新たに12都市の市長等がこの「京都宣言」に同意し、署名式を行った。 |
| 51 | J-VER制度の創設（環境省） | 平成20年11月 | カーボン・オフセットの取組を広めるためには、カーボン・オフセットの取組について信頼性を構築する必要がある。環境省は、オフセット・クレジット(J-VER)制度を立ち上げ、本制度に基づく申請の受付を気候変動対策認証センター（事務局 社団法人海外環境協力センター）において開始した。 |
| 52 | 気候変動枠組条約第14回締約国会議(COP14)及び京都議定書第4回締約国会合(COP/MOP4)の開催 | 平成20年12月 | 2013年以降の枠組については、昨年のバリでのCOP13で条約の下に設置された特別作業部会(AWG-LCA)と、京都議定書の下の特設作業部会(AWG-KP)において、2009年末の合意に向けて、2009年の作業計画、共有のビジョン等に関する議論が行われ、2009年作業計画や各国の見解をまとめた議長ペーパーを作成し、交渉の本格化に向けた共通の基盤が整備された。また、金融危機の中でも気候変動問題に積極的に取り組むという強い決意が確認された。 |
| 53 | 米国でオバマ新大統領が就任 | 平成21年1月 | 米国の新大統領として民主党のオバマ氏が就任した。就任直後に「温室効果ガス排出量を2020年までに約14%、2050年までに約83%削減する(いずれも2005年比)」という中長期の削減目標を打ち出し、気候変動に関する国際交渉への積極的な貢献を明言するとともに景気対策としてグリーンジョブの促進、キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度の導入を含めた法案への支持を打ち出すなど、環境対策と環境ビジネスによる雇用創出に積極的な姿勢を打ち出した。この一環で、スマート・エネルギー・グリッドを積極的に導入することとされている。 |
| 54 | 交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合（国土交通省） | 平成21年1月 | 世界の交通分野CO2排出量の約7割をカバーする主要国の交通担当大臣が参加し、「低炭素・低公害交通システムの実現」を目指して各国が協調して取り組むとともに、各国が実態に応じた国内交通対策を強化するとの大統領宣言を採択した。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|---|---------|---|
| 55 | 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)の打ち上げ(環境省、国環研、JAXA) | 平成21年1月 | 環境省、国立環境研究所、宇宙航空研究開発機構(JAXA)が共同開発した温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)が平成21年1月23日に打ち上げられた。同衛星は計画通り軌道に乗り、2月初めには初観測データを取得。5月には、陸上の晴天域における二酸化炭素及びメタン濃度の初の解析結果が得られたと発表した。 |
| 56 | 家庭用燃料電池の販売開始に関する共同宣言(メーカー6社) | 平成21年1月 | 東京ガス、大阪ガス、東邦ガス、西部ガス、新日本石油、アストモスエネルギーの6社は2009年度から家庭用燃料電池の販売を世界に先駆けて開始すると発表した。 |
| 57 | 国際再生可能エネルギー機関(IRENA)設立 | 平成21年1月 | ドイツのボンで国際再生可能エネルギー機関(IRENA)設立文書への署名式典が開催され、125か国及びECからの代表者が出席し、75か国により署名が行われた。 |
| 58 | 高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合防止のためのガイドライン策定(国土交通省) | 平成21年2月 | 国土交通省は、高濃度バイオディーゼル燃料等を使用する際(バイオディーゼル燃料をそのまま使う場合及び軽油との混合率が5%を超える場合)の自動車の安全性等を確保することを目的に、燃料、改造、点検整備上の留意点等に関するガイドラインを策定した。 |
| 59 | 「低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策について(提言)」取りまとめ(環境省) | 平成21年2月 | 環境省の「低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギー普及方策検討会」では、低炭素社会構築に向けた再生可能エネルギーの具体的な普及方策について検討し、特に、太陽光発電について2020年や2030年に向けて導入を大幅に拡大させるための具体的な政策を提言した。 |
| 60 | カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver1.0)を公表(環境省) | 平成21年3月 | 環境省は、「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.1.0)」を公表、4月には、基準に基づく第三者認証を受けた対象案件に対して発行する「カーボン・オフセット認証ラベル」を作成した。平成20年2月に「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」をとりまとめ、平成20年10月に「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」や「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)」を策定してきた。 |
| 61 | 「ソーラー・システム産業戦略研究会報告書」公表(経済産業省) | 平成21年3月 | 経済産業省は、ソーラー・システム産業戦略研究会の報告書を公表した。研究会では、日本の太陽光発電関連産業の今後の競争力の維持・強化を図るために、エネルギー政策のみならず、産業政策の観点から、今後の展開の方向性についてとりまとめた。 |
| 62 | 「省エネ化と「省エネ産業」の展開に関する研究会の報告書」公表(経済産業省) | 平成21年3月 | 経済産業省は、省エネ化と「省エネ産業」の展開に関する研究会の報告書を公表した。この報告書では、今後の省エネ化の方向性と省エネ産業を展開するための考え方についてとりまとめている。 |
| 63 | セルロース系バイオマスを用いた水素生産の実証試験(民間企業) | 平成21年3月 | サッポロビールとブラジルのペトロプラス社、エルゴステック社は、共同でブラジル国内における農作物残さのセルロース系バイオマスを用いた水素等のバイオマス燃料生産の実証試験を9月から開始すると発表した。これはセルロース系バイオマスを用いた水素生産の実証試験としては世界初の実証試験と発表している。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|---------|--|
| 64 | 下水道における地球温暖化防止推進計画策定の手引きを公表（国土交通省） | 平成21年3月 | 国土交通省は、平成11年に策定した「下水道における地球温暖化防止行動計画策定の手引き」を改訂して、新たに「下水道における地球温暖化防止推進計画作成の手引き」としてとりまとめた。 |
| 65 | 「カーボンフットプリント制度」の指針を取りまとめ（経済産業省） | 平成21年3月 | 経済産業省は、商品やサービスにCO2排出量を表示する「カーボンフットプリント制度の在り方（指針）」及び「商品種別算定基準（PCR）策定基準」を取りまとめた。 |
| 66 | 農林水産分野における省CO2効果の表示の指針（農林水産省） | 平成21年4月 | 農林水産省は、4月1日に「農林水産分野における省CO2効果の表示の指針」を公表した。国内農林水産物について、その生産等における省CO2効果の表示の際の指針を示すものである。 |
| 67 | 「バイオ燃料持続可能性研究会」報告書公表（経済産業省） | 平成21年4月 | 経済産業省は、農林水産省、環境省、内閣府の参加を得て「バイオ燃料持続可能性研究会」を開催し、日本版のバイオ燃料持続可能性基準の策定に向けて調査・検討を行い、その課題を取りまとめた報告書を公表した。 |
| 68 | 「緑の経済と社会の変革」取りまとめ（環境省） | 平成21年4月 | 斉藤環境大臣は、環境を切り口とした経済・社会構造の変革を通じて、あるべき日本の姿を提示し、活力ある日本を取り戻すきっかけとするものとして、「緑の経済と社会の変革」を取りまとめた。 |
| 69 | エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業を開始（環境省、経済産業省、総務省） | 平成21年5月 | 環境省、経済産業省、総務省は、エコポイントの活用によるグリーン家電普及促進事業を開始した。 |
| 70 | 「次世代自動車普及戦略」取りまとめ（環境省） | 平成21年5月 | 環境省は、専門家で構成される「次世代自動車普及戦略検討会」を設置し、2050年の自動車社会を見据え、既存の自動車や2010年代初頭に実用段階にあると想定される各種の次世代自動車の技術的・経済的特性や世界的なエネルギー市場の動向も踏まえつつ、次世代自動車普及のシナリオを検討し、普及戦略として取りまとめた。 |
| 71 | 地球環境研究総合推進費戦略的研究プロジェクト「温暖化影響総合予測プロジェクト」成果発表（環境省） | 平成21年5月 | 環境省の運営する競争的研究資金である地球環境研究総合推進費の戦略的研究プロジェクト「温暖化影響総合予測プロジェクト」（正式名称：温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究）では、平成20年5月に公表した前期3年間の研究成果を受けて、その後新たに得られた研究成果として、気候安定化レベルに応じた我が国への影響および被害コストに関する総合的な知見を提供した。 |
| 72 | バイオマス活用推進基本法成立 | 平成21年6月 | バイオマスの原材料利用及びエネルギー利用を進めるため、政府が「バイオマス活用推進基本計画」を策定すること等を内容とする「バイオマス活用推進基本法」が成立した。 |
| 73 | 「コベネフィット定量評価マニュアル（第1.0版）」取りまとめ（環境省） | 平成21年6月 | 環境省は、コベネフィット型温暖化対策・CDMの実施効果として「水質改善」「大気質改善」「廃棄物管理」の3つの環境汚染対策分野に着目し、環境面に対するベネフィットと温暖化対策のベネフィットの2つ以上の効果を定量的に評価するためのマニュアルを策定した。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|---|---------|--|
| 74 | 「気候変動適応型社会の実現に向けた技術開発の方向性」中間とりまとめ(総合科学技術会議) | 平成21年6月 | 総合科学技術会議は、3月から「気候変動適応社会の実現に向けた技術開発の方向性立案のためのタスクフォース」を開催してきたところ、「気候変動適応型社会の実現に向けた技術開発の方向性」(中間取り纏め)として、緩和策と適応策が両輪となって目指すべき社会像と、それを実現するための対応の方向性と具体的適応策を整理した。 |
| 75 | 温室効果ガス排出削減に関する中期目標の発表 | 平成21年6月 | 麻生総理は、2020年までに温室効果ガス排出量を2005年比で15%削減するという中期目標を発表した。この目標は、外国からの排出権購入や、森林吸収源分等を一切含まないものであること、目標達成に向け、我が国は低炭素革命で世界をリードしていくこと、また、革新的技術の開発、普及に全力を挙げ、あわせて中期目標の達成により、長期目標の実現に道筋をつけていくことが示された。 |
| 76 | エネルギー供給構造高度化法成立 | 平成21年7月 | エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用を促進するため、基本方針や判断の基準の策定、太陽光発電から発生する余剰電力の買取制度の根拠を定める「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」が成立した。 |
| 77 | G8ラウイラサミット(イタリア)開催 | 平成21年7月 | 北海道洞爺湖サミットで合意した2050年少なくとも半減の目標が再確認されるとともに、「産業革命前からの世界全体の平均気温の上昇が2℃を超えないようにすべきとする広範な科学的知見を認識すること」、「先進国全体で、1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%、またはそれ以上削減するとの目標を支持すること」などが首脳文書に盛り込まれた。 |

2. 循環型

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|----------|--|
| 1 | 「産業廃棄物の情報に関するガイドライン」策定 | 平成18年4月 | 環境省は、産業廃棄物の有害性等の情報が排出事業者から処理業者に十分提供されるよう「産業廃棄物の情報に関するガイドライン」を策定した。必要な情報を提供することで、産廃の処理過程で発生する事故や有害物質の混入等による不適正処理を未然に防ぐのがねらい。 |
| 2 | 容器包装リサイクル法改正 | 平成18年6月 | 排出抑制の促進(消費者の意識向上・事業者との連携の促進、事業者に対する排出抑制を促進するための措置の導入)、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設等が盛り込まれた。 |
| 3 | 3Rイニシアティブ(G8サントペテルブルグサミット) | 平成18年7月 | 3Rイニシアティブをさらに推進するために、G8各国は資源生産性を考慮した目標を適宜設定することに合意。 |
| 4 | 改正食品リサイクル法成立 | 平成19年6月 | 多量発生事業者による食品廃棄物等の発生量及び再生利用等の状況に関する定期の報告の義務づけ等の食品関連事業者に対する指導監督の強化、食品関連事業者の取組の円滑化のため、一定の要件を満たす場合に廃棄物処理法上の許可を不要とすることなどが盛り込まれた。 |
| 5 | 「一般廃棄物会計基準」等策定(環境省) | 平成19年6月 | 環境省は、「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を策定。これは、平成17年5月の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項に基づく廃棄物処理法の改正を受け、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すこと等を目的として策定したもの。 |
| 6 | フロン回収・破壊法 改正 | 平成19年10月 | ビル空調、食品のショーケースや業務用の冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫などの業務用冷凍空調機器からのフロン類の適切な回収を目的とした、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)」が改正された。該当機器の部品リサイクル時のフロン類回収義務や、書面でのフロン類引渡し工程管理制度の創設などが新たに盛り込まれ、該当機器からのフロン回収をより徹底する内容。 |
| 7 | 中央環境審議会「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について」(答申) | 平成19年11月 | 中央環境審議会から「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針等の改定について」(答申)がなされた。この中で、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の改定については、(1)再生利用等の優先順位を、①発生抑制、②再生利用、③熱回収、④減量の順とし、再生利用の手法の中で、飼料自給率向上にも寄与する飼料化を第一に優先することを食品循環資源の再生利用等の促進の基本的な方向とすること、(2)平成24年度までの再生利用等の実施率目標値を食品製造業で85%、食品卸売業で70%、食品小売業で45%、外食産業では40%とすること、等が盛り込まれた。また、食品循環資源の再生利用の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項については、実施すべき量に関する目標を達成するため、個々の事業者ごとに、毎年度、基準となる再生利用等実施率の目標値を設定した。 |
| 8 | 「世界最高水準の省資源社会の実現へ向けて～グリーン化を基軸とする次世代ものづくりの促進～」(経済産業省) | 平成20年1月 | (経済産業省)産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会基本政策ワーキンググループは、世界最高水準の省資源社会の実現へ向けた次世代ものづくりの促進に関する報告書を取りまとめ公表した。資源有効利用促進法の施行状況に関する評価検討とともに、昨今の状況変化を踏まえ、今後の持続可能社会の構築に向けた新たな3R政策のビジョンについて検討し、所要の提言を行うもの。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|----------|---|
| 9 | 「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 | 平成20年3月 | 新たに以下の内容を充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進するもの。 ① 環境の保全を前提とした循環型社会の形成 ② 循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合 ③ 地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築 ④ 数値目標の拡充に加え、補助指標やモニタリング指標を導入 ⑤ 各主体が連携・協働した3R の取組 ⑥ 3R の技術とシステムの高度化 ⑦ 国際的な循環型社会形成に向けた我が国の主導的な役割 |
| 10 | バーゼル条約第9回締約国会議(COP9) | 平成20年6月 | 平成20年6月23日(月)から6月27日(金)まで、インドネシアのバリにおいて、バーゼル条約第9回締約国会議(COP9)が開催された。会議には95カ国の代表が出席し、有害廃棄物の環境上適正な越境移動についての議論が行われ、「人の健康と生活のための廃棄物管理に関するバリ宣言」が採択される等の成果が得られた。 |
| 11 | 「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」まとまる(環境省) | 平成20年9月 | 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会特定家庭用機器のリユースとリサイクルのための適正引取・引渡に関する専門委員会及び産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルワーキンググループ家電リサイクル制度に関するリユース等適正排出促進手法検討会合同会合において、「小売業者による特定家庭用機器のリユース・リサイクル仕分け基準作成のためのガイドラインに関する報告書」が取りまとめられた。同報告書では、「家電リサイクル法遵守に資するガイドライン」と「適正リユース促進に資するガイドライン」の二段階のガイドラインを策定している。 |
| 12 | 使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会の開催(環境省) | 平成20年12月 | 環境省及び経済産業省は、使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会を共同で設置し、その第1回の研究会を開催した。(使用済小型家電の回収モデル事業を実施。平成20年度に3回の研究会を開催。) |
| 13 | 家電リサイクル法施行令改正 | 平成20年12月 | 特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、液晶式及びプラズマ式テレビジョン受信機並びに衣類乾燥機を特定家庭用機器に加えるとともに、再商品化等の基準を引き上げる等の措置を講じた(平成21年4月施行)。 |
| 14 | 「建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討についてとりまとめ」まとまる(環境省) | 平成20年12月 | (国土交通省)社会資本整備審議会環境部会建設リサイクル推進施策検討小委員会及び中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会建設リサイクル専門委員会の合同会合では、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」の施行状況について、同法の規定に基づく施行後5年の評価・検討を進めてきたところ、3Rの推進に向けた横断的取組、建設リサイクルの促進、建設廃棄物適正処理の徹底に関する施行状況について評価するとともに、その課題解決に向けた方向性及び取組についてとりまとめを行った。 |
| 15 | 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果(環境省) | 平成21年2月 | 第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果について、中央環境審議会の報告を受けて閣議報告がなされた。本報告では、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会に向けた取組が相乗効果を発揮するためのバイオマス利用や廃棄物エネルギー利用等についての政策間の連携、地域循環圏構築のための計画づくりの推進、アジア各国の3R政策の戦略的・計画的な推進支援等、計画の進捗状況を踏まえた今後の施策の課題が指摘されている。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|---------|---|
| 16 | アジア3Rハイレベルセミナー等の開催(環境省) | 平成21年3月 | アジアでの循環型社会の構築を促進するために、「アジア3Rハイレベルセミナー」及び「持続可能な資源管理に関するアジアセミナー」、「資源管理と3Rー持続可能なアジアに向けて」が開催された。「アジア3Rハイレベルセミナー」では、3R国家戦略の概要やその実施に向けた課題が報告されるなど、今後の国際協力における優先的取組、アジア3R推進フォーラムを通じた協力の方向性について議論が行われた。 |
| 17 | 特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法の一部を改正する告示(環境省) | 平成21年3月 | 再生資源として利用することが容易なプラスチックについてや、液晶テレビのパネルガラスに含まれる砒素及びその化合物並びに蛍光管に含まれる水銀及びその化合物、電気洗濯機・衣類乾燥機に含まれるフロンのうち冷媒として使用されていた物などの回収方法などについて廃棄物処理法施行令の規定による「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法」として追加された。 |
| 18 | 3Rの促進のためのポイント制度等経済的インセンティブ付けに関する検討会(環境省) | 平成21年3月 | 「3Rの促進のためのポイント制度等経済的インセンティブ付けに関する検討会」(第1回)が開催された。3R活動全般の取組を進めるため、経済的な手法、特にポイント付与システムという経済面でのインセンティブを付与できるケースについて検討を進め、基本的な考え方と可能な選択肢、その導入にともなう課題等を整理することを目的としている。(5月には第3回が開催された。) |
| 19 | 廃棄物リサイクル分野国内コベネフィットプロジェクトに関する研究会(環境省) | 平成21年3月 | 廃棄物・リサイクル分野におけるコベネフィット事業の創出に向け、有識者による「第1回廃棄物・リサイクル分野国内コベネフィットプロジェクトに関する研究会」(第1回)が開催された。 |
| 20 | 「レアメタル確保戦略(案)」取りまとめ(経済産業省) | 平成21年6月 | 総合資源エネルギー調査会鉱業分科会は、海外資源確保、「都市鉱山」の実現、代替材料開発、備蓄制度の強化といった観点からレアメタルの安定供給確保を強化するため、総合的な戦略として「レアメタル確保戦略(案)」を取りまとめた。 |
| 21 | 「容器包装リサイクルのフローの透明化等に関する検討会」中間取りまとめ(環境省) | 平成21年6月 | 環境省は商品の容器や包装の再資源化の流れを透明性するための有識者検討会を設置した。消費者からの信頼性・透明性の更なる向上の観点から、再資源化の流れの透明性の向上等に関する課題及び方策について検討し、この度、中間取りまとめがまとまった。(第5回 平成21年6月) |

3. 自然共生型

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|----------|---|
| 1 | 生物多様性条約第8回締約国会議(COP8)開催 | 平成18年3月 | 事務局から地球規模生物多様性概況第2版(GBO2)が公表された。地球規模の生物多様性の状況を15の指標を用いて分析した結果、12の指標で悪化しており、生物多様性条約戦略計画(COP6で策定)の「2010年までに生物多様性の損失速度を顕著に減少させる」という目的を達成するためには、相当思い切った政策転換と努力が必要としている。 |
| 2 | 揮発性有機化合物(VOC)の排出規制開始(環境省) | 平成18年4月 | 平成16年5月に改正された大気汚染防止法に基づき、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント対策の一環として、法規制と自主的取組の適切な組合せによるVOCの新たな排出規制が開始された。 |
| 3 | 「水生生物の保全に係る排水規制等のあり方について」報告取りまとめ(環境省) | 平成18年4月 | 中央環境審議会水環境部会は、「水生生物の保全に係る排水規制等のあり方について」報告を取りまとめ、環境大臣に答申した。答申は、水生生物の保全の観点から設定された全亜鉛の環境基準の達成を図るため、現行の排水基準5mg/Lを2mg/Lへと強化するもの。 |
| 4 | 「多自然型川づくりへの展開」提言まとめ(国土交通省) | 平成18年5月 | 国土交通省が設置した「多自然型川づくり」レビュー委員会は「多自然型川づくりへの展開」と題する提言をまとめた。開始から15年が経過した多自然型川づくりの現状を検証、今後の方向性を示し、多自然型川づくりの現状については、評価すべきものがあるものの画一的で安易な川づくりも見られ必ずしも十分な成果は上がっていないとした。 |
| 5 | 「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量および燐含有量の総量規制基準の設定方法について」中環審答申取りまとめ | 平成18年7月 | 中央環境審議会は、「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量および燐含有量の総量規制基準の設定方法について」環境大臣に答申した。①東京湾、伊勢湾、大阪湾と②瀬戸内海に分けて設定方法を定め、また、規制対象となる業種等の区分とC値の範囲も見直すことを求めるもの。 |
| 6 | 「湖沼水質のための流域対策の基本的考え方～非特定汚染源からの負荷対策～」とりまとめ(環境省、国土交通省、農林水産省) | 平成18年7月 | 国土交通、農林水産、環境の3省は、環境基準の達成率が5割程度に留まっている湖沼の水質対策として、「湖沼水質のための流域対策の基本的考え方～非特定汚染源からの負荷対策～」をまとめた。 |
| 7 | アジア太平洋水フォーラム(APWF)発足 | 平成18年9月 | 第4回世界水フォーラム(WWF4)で設立が宣言されたアジア太平洋水フォーラム(APWF)が発足した。アジア太平洋地域においてミレニアム開発目標を達成するため、同地域の多様性や水問題への取り組みに関する豊富な経験を活かし、持続可能な水管理に貢献することを目指すもの。 |
| 8 | 環境省、COD・窒素・リンに係る総量削減基本方針を策定 | 平成18年11月 | 環境省は、東京湾、伊勢湾および瀬戸内海の水質改善を目標とする第6次水質総量規制に関連してCOD、窒素、リンに係る総量削減基本方針を策定した。 |
| 9 | 「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」発足 | 平成18年11月 | アジア太平洋地域における渡り性水鳥の保全に関する国際協力の一層の推進を図るため、日豪政府のイニシアティブにより、平成18年11月に「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ(渡り性水鳥保全連携協力事業)」が9か国の政府を含む16主体の参加を得て発足した。 |
| 10 | 「公害防止に関する環境管理の在り方」に関する報告書取りまとめ(環境省、経済産業省) | 平成19年3月 | 公害関連設備の管理不備による排出基準等の超過や測定データの改ざんなど不適正な公害防止管理の事案の発生を踏まえ、環境省及び経済産業省は、事業者による全社的な公害防止に関する環境管理の取組を促すため、事業者が実効性のある取組を実践する際に参考となる行動指針を示した。 |

| | | | |
|----|---|----------|--|
| 11 | ほう素、ふっ素及び硝酸性窒素に係る暫定排水基準見直し(環境省) | 平成19年6月 | 環境省は、水質汚濁防止法におけるほう素、ふっ素及び硝酸性窒素に係る暫定排水基準の適用期限(平成19年6月、26業種)を迎えるにあたって検討を行い、5業種については一律排水基準へ移行、12業種については暫定排水基準を強化して延長、2業種については暫定排水基準を一部物質について強化して延長、残る7業種については現行の暫定排水基準のまま延長することとした。 |
| 12 | 「風力発電施設と自然環境保全に関する研究会 論点整理」取りまとめ(環境省、経済産業省) | 平成19年8月 | 環境省と資源エネルギー庁は、地球温暖化防止に有効な新エネルギーである風力発電の推進と、野生生物や景観等の自然環境の保全との両立に向けて、平成19年3月から6月まで研究会を開催し、今後の課題、問題点等論点を整理した。 |
| 13 | 第三次生物多様性国家戦略閣議決定 | 平成19年11月 | 第1部「戦略」で、生物多様性の重要性を解説するとともに、顕在化しつつある地球温暖化の影響について新たに記述。また、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを、過去100年の間に破壊してきた国土の生態系を100年をかけて回復する「100年計画」として提示するとともに、地方・民間の参画の必要性を強調し、それらを踏まえた上で、今後5年程度の間に取り組むべき施策の方向性を4つの「基本戦略」としてまとめた(基本戦略:[1]生物多様性を社会に浸透させる、[2]地域における人と自然の関係を再構築する、[3]森・里・川・海のつながりを確保する、[4]地球規模の視野を持って行動する)。第2部「行動計画」では、体系的・網羅的に具体的施策を記述した上で、今回初めて、「生物多様性」の認知度を30%から50%以上とする、ラムサール条約湿地を10か所増やすなどいくつかの数値目標を設定するとともに、実施省庁を明記。 |
| 14 | 第1回アジア・太平洋水サミット開催 | 平成19年12月 | 「アジア・太平洋水フォーラム」の一環として開催され、各国政府首脳級及び国際機関代表者等が参加した。アジア・太平洋地域各国政府への提言として、水と衛生をアジア・太平洋地域の各国の経済・開発、政治課題における最優先課題とし支援を拡充すること、北海道洞爺湖サミットに向けての具体的な目標として、1)水と衛生に関する目標(国連ミレニアム開発目標の1つ)を達成できるよう支援を行うこと、2)途上国による気候変動への適応を支援するため直ちに行動を起こすことを設定することが了承された。 |
| 15 | 「水に関する有識者・実務者検討会報告書」取りまとめ(外務省、他) | 平成19年12月 | 水問題の有識者5名と水行政の関係7省等の実務者からなる検討会は、“World Water Welfare(安全・安心で快適な水循環社会の実現)のために”(G8サミットその他の国際的取組にむけての提言)を含む検討会報告書を取りまとめた。先進国、とりわけG8諸国による望ましい戦略方針として、水問題を国家を超えた重要課題と捉え、途上国が地域の特性に適した方法で解決に向け努力することに対し、支援の強化を約束すべきだと強調。具体的な行動として、安全な水の供給や衛生改善における技術支援や能力開発、組織の強化のほか、気候変動への適応策、更に統合的水源管理などを求めている。 |
| 16 | 15年3期にわたる「河川水辺の国勢調査」取りまとめ結果発表(国土交通省) | 平成20年4月 | 国土交通省は、平成2年より開始した「河川水辺の国勢調査」の15年3期にわたる調査の総合的なとりまとめ結果を発表。 |
| 17 | 「下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会」中間とりまとめ(国土交通省) | 平成20年4月 | 国土交通省では、「下水処理水の再利用のあり方を考える懇談会」において、下水処理水再利用による公共用水域の水質改善や水の安定的な利用などの社会的意義や、今後、再利用を進めるための主要課題について検討し、中間とりまとめを行った。 |
| 18 | 生物多様性基本法 成立 | 平成20年5月 | 生物多様性の保全と持続可能な利用を推進することで、生物多様性の恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的とする生物多様性基本法が成立した。 |
| 19 | カルタヘナ議定書第4回締約国会議開催 | 平成20年5月 | LMO(遺伝子組換え生物)の国境を越える移動から生じる損害についての責任と救済について、さらなる検討を行うための作業グループを設置し、第5回締約国会議に作業結果を提出することが決定された。 |

| | | | |
|----|--|----------|---|
| 20 | 「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的水資源マネジメント」中間とりまとめ（国土交通省） | 平成20年5月 | 国土交通省は、「気候変動等によるリスクを踏まえた総合的水資源マネジメント」についての中間とりまとめを策定した。日本全体では水需要と供給の乖離が縮小してきたものの、水資源の有効利用や水害・土砂災害への対策、安全でおいしい水への要請、気候変動による降水特性等に対応するため、社会活動の各目的間の緊密な連携・調整により、最適な水資源配分を行う総合的水資源マネジメントの推進方策が重要であるとしている。 |
| 21 | G8環境大臣会合(神戸)開催 | 平成20年5月 | G8及び中国、インド、ブラジル等主要排出国の環境担当大臣(19ヶ国・地域)国連環境計画(UNEP)、経済開発協力機構(OECD)等の国際機関の代表(8機関)が参加し、「気候変動」、「生物多様性」、「3R」について議論が行われた。このうち生物多様性に関しては、様々な課題に取り組むべく、さらなる努力を行う緊急の必要性が再認識され、議長が提案した「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」にG8 各国が合意した。また、議長国である日本は、SATOYAMA イニシアティブを含む「行動の呼びかけ」を実施するため、「『神戸・生物のための行動の呼びかけ』の実施のための日本の取組」を表明した。 |
| 22 | 生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)開催 | 平成20年5月 | 約170ヶ国の締約国及び関連機関等が参加して各課題の進捗状況及び今後の取組強化の方向性について議論され、2010年目標を含む生物多様性条約戦略計画の見直しプロセスに関する決定、バイオ燃料を含む農業・森林・海洋等各生態系における生物多様性の保全及び持続可能な利用に係る決定の採択等が行われた。 |
| 23 | 「平成の名水百選」発表（環境省） | 平成20年6月 | 第三次環境基本計画や21世紀環境立国戦略において、健全な水循環がもたらす恩恵と人間社会の営みの共生や、水のある暮らしや風景の復権が強く求められたことを踏まえ、水環境保全の一層の推進を図ることを目的に、環境省は、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水や水環境の中で、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な水環境の保全活動が行われているものを、「名水百選」(昭和60年)に加え、「平成の名水百選」として選定した。 |
| 24 | 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 成立 | 平成20年6月 | 愛がん動物用飼料の基準又は規格の設定、有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止、製造事業者の届出等を内容とする「愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律」が成立した。 |
| 25 | 「気候変動への賢い適応」取りまとめ（環境省） | 平成20年6月 | 環境省は、地球温暖化への対応策を盛り込んだ報告書をまとめた。温暖化への影響とともに、海水の淡水化、感染症のワクチン、農産物の品種改良など温暖化への対応技術も示した。 |
| 26 | 閉鎖性海域に係る窒素・磷の暫定排水基準 見直し(環境省) | 平成20年9月 | 水質汚濁防止法に基づく閉鎖性海域に係る窒素・磷の排水基準について、一般排水基準を達成することが著しく困難と認められる一定の業種に適用されている暫定排水基準の適用期限(平成20年9月30日)を迎えるにあたり、これらの業種の排水の処理状況を確認した結果、一部の業種については一般排水基準へ対応することが現時点での排水処理技術等に照らして困難であるため、必要に応じ基準値を見直した上で平成25年9月30日まで新たな暫定排水基準を適用することとした。 |
| 27 | 「総合水資源管理について(中間とりまとめ)」公表(国土交通省) | 平成20年10月 | 国土審議会水資源開発分科会調査企画部会は、気候変動等によるリスクを踏まえた水資源分野における対応策について検討し、中間とりまとめを行った。一つの水系に依存する流域を単位とした水にかかわる主体が連携・調整しながら、水量と水質、表流水と地下水、平常時と緊急時を総合的、一体的に考え、対策の適切な組合せ、適切な順序での施策を行うことが必要であり、水資源政策を従前の“開発”を主とする方策から、「総合水資源管理」へと転換することを提案している。 |
| 28 | 交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合(国土交通省) | 平成21年1月 | 世界の交通分野CO2排出量の約7割をカバーする主要国の交通担当大臣が参加し、「低炭素・低公害交通システムの実現」を目指して各国が協調して取り組むとともに、各国が実態に応じた国内交通対策を強化するとの大臣宣言を採択した。 |

| | | | |
|----|---|---------|---|
| 29 | 「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」策定(環境省) | 平成21年1月 | 環境省は、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針」を策定した。 |
| 30 | 第5回世界水フォーラム開催 | 平成21年3月 | 「水問題解決のための架け橋」(Bridging Divides for Water)を主要テーマとして開催された。この中で国連は、「国連 第3次世界水開発報告書(WWDR-3)」を発表し、人口増加や地球温暖化、不十分な管理、エネルギー需要の高まりが、地球規模の大きな水問題につながるおそれがあると指摘した。 |
| 31 | 土壌汚染対策法改正 | 平成21年4月 | 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が成立、公布され、[1]土壌汚染を把握するための制度の拡充、[2]汚染区域の特性に応じた措置の内容の明確化、[3]汚染された土壌の適正処理の確保等について規定された。 |
| 32 | 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の改正 | 平成21年4月 | 海洋環境保護委員会(MEPC)第56回会合において国際バルクケミカルコード(IBCコード)の改正が採択されたことに伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号)に規定する有害液体物質等の改正等を検討している。本件について平成20年10月28日(火)から11月26日(水)までの間、意見の募集(パブリックコメント)を行う。 |
| 33 | 「黄砂実態解明調査報告書」取りまとめ(環境省) | 平成21年6月 | 環境省は、平成14年度から19年度にかけて実施した、黄砂実態解明調査の結果をとりまとめた。黄砂の飛来実態を科学的に把握するため、日本に黄砂の飛来が予想される日に併せて国内の9地点で一斉に浮遊粉じんを捕集し、粒径分布や成分の分析を行ったもの。 |

4. 安全安心

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|----------|--|
| 1 | SAICMの採択 | 平成18年2月 | 2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標としたWSSD目標を達成するため、「国際化学物質管理戦略(SAICM)」が、2006年2月の国際化学物質管理会議(ICCM)において採択された。 |
| 2 | POPs条約第2回締約国会議(COP2) | 平成18年5月 | 条約の有効性評価に関する世界モニタリング計画の策定の開始、POPs検討委員会の委員の任命、ダイオキシン類の放出を同定・定量するためのツールキットの承認等が行われた。 |
| 3 | RoHS指令(EU)が発効 | 平成18年7月 | 電気・電子機器に対する有害物質の使用を制限することを目的に、EU(欧州連合)が2003年1月に制定した特定有害物質使用制限(RoHS)指令指令が発効され、EU域内では電気・電子機器における有害物質(鉛や水銀等6物質)の使用鉛など6物質の使用が2006年7月から規制されるようになった。 |
| 4 | 「小児の環境保健に関する懇談会」報告書まとまる(環境省) | 平成18年8月 | 環境省の「小児の環境保健に関する懇談会」において、我が国が取り組むべき小児環境リスク評価の対応策が検討され、研究基盤の整備、小児環境保健に関する研究の推進等が提言された。 |
| 5 | 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)の見直しに向けた懇談会」報告書まとまる(環境省) | 平成18年9月 | 環境省は、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)の見直しに向けた懇談会における検討結果を報告書として取りまとめた。届出事項や対象物質の見直し、化学物質の分類、表示等についての化審法との一体的な検討について指摘された(平成18年12月、今後の化学物質環境対策の在り方について検討するため、中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会が設置された。) |
| 6 | 中央環境審議会「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第8次答申)」 | 平成18年11月 | 指針値算出の具体的手順の一部改定とクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3物質について指針値を設定するよう「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第8次答申)」がなされた。 |
| 7 | POPs条約第3回締約国会議(COP3) | 平成19年4月 | 条約の有効性評価に関し、世界モニタリング計画及び第1回有効性評価のための実施計画の採択、調整グループの設置等を行ったほか、条約対象物質の追加を検討するPOPs検討委員会の活動報告等が行われた。 |
| 8 | REACH規則の施行 | 平成19年6月 | 平成18年12月に成立した、欧州のREACH(化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則)が施行された。 (REACH規則の概要) ・既存化学物質と新規化学物質の扱いを、ほぼ同等に変更 ・これまでは政府が実施していたリスク評価を、事業者の義務に変更 ・サプライチェーン(流通経路)を通じた化学物質の安全性や取扱いに関する情報の共有を、双方向で強化 ・成型品に含まれる化学物質の有無や用途についても、情報の把握を要求 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|----------|---|
| 9 | 「自動車排出ガスの量の許容限度」の改正(環境省) | 平成19年12月 | 環境省は、平成17年4月の中央環境審議会答申「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第八次答申)」を受けて、自動車排出ガス規制を強化するため、大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」(昭和49年1月環境庁告示第1号)を一部改正した。ディーゼル自動車について、窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)を大幅に低減し、基本的にガソリン車と同レベルの排出ガス規制を実施する等の内容。 |
| 10 | 中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次答申)」 | 平成20年1月 | ディーゼル特殊自動車について、窒素酸化物(NOx)及び粒子状物質(PM)ともに、現行の規制値より約9割削減するとともに、今後の検討課題として、自動車用新燃料の排出ガスの実態把握、未規制物質の測定方法の開発等について提言する「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次答申)」がなされた。 |
| 11 | 生態毒性予測システム「KATE(ケイト)」の公開(環境省) | 平成20年1月 | 環境省と独立行政法人国立環境研究所は、同研究所により開発された生態毒性予測システム(通称:KATE(ケイト))のWeb試用版を公開した。平成21年3月には、生態毒性予測システム(通称:KATE(ケイト))のスタンドアロン版「KATE on PAS」の新規公開及び改良されたインターネット版「KATE on NET」を公開した。 |
| 12 | 小児環境保健疫学調査に関する検討会報告書(環境省) | 平成20年3月 | 「小児の環境保健に関する懇談会」において、環境要因が子供の発育に与える影響を明らかにするために、実験を中心としたメカニズムの解明を図るとともに疫学調査もあわせて推進を図るよう提言されたところ、これを受けて、「小児環境保健疫学調査に関する検討会」において検討が重ねられ、その実施概要がとりまとめられた。 |
| 13 | 化審法データベース(通称:J-CHECK)の公開(環境省、厚生労働省、経済産業省) | 平成20年5月 | 環境省、厚生労働省及び経済産業省は、化学物質の安全性情報の発信基盤の充実・強化を目指して、従来の3省共同化学物質データベースをリニューアルし、「化審法データベース(通称:J-CHECK)」として公開した。J-CHECKでは、「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japanチャレンジプログラム)」において収集された化学物質の安全性情報収集報告書や、これまで国が行ってきた既存化学物質の安全性点検の試験報告書等、より詳細な情報の発信を行う。 |
| 14 | 日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップの開催(環境省) | 平成20年8月 | 光化学オキシダントに関する情報共有や今後の研究協力の検討を行うため、日本、中国及び韓国の光化学オキシダントに関する研究者及び政策担当者等を対象とした「日中韓光化学オキシダント科学研究ワークショップ」を開催する。 第9回日中韓三カ国環境大臣会合(平成19年12月)において、光化学オキシダントによる大気汚染のメカニズムの解明や共通理解の形成に資するよう、既存の調査結果の共有など科学的な研究について協力することが合意されたことを踏まえたもの。 |
| 15 | 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法)施行令改正 | 平成20年11月 | 化管法施行令が改正され、化管法に規定する第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直し並びに第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種として医療業を追加された。第一種指定化学物質については、それまで354物質が指定されているところ、改正後は462物質、特定第一種指定化学物質については、それまで12物質が指定されているところ、改正後は15物質、第二種指定化学物質については、それまで81物質が指定されているところ、改正後は100物質。 |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|---------------------------------------|----------|--|
| 16 | 微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会報告まとまる(環境省) | 平成20年11月 | 欧米における微小粒子状物質の環境目標値等を導くためのリスク評価手法に関する調査結果や国内外の知見を踏まえ、リスク評価手法の【1】基礎的な考え方、【2】信頼できる疫学知見の抽出の考え方、【3】定量的解析手法に関する審議を進め、その成果をまとめた。平成20年4月にとりまとめられた「微小粒子状物質健康影響評価検討会報告」において、微小粒子状物質は総体として人々の健康に一定の影響を与えることが疫学知見並びに毒性知見から支持されるとされ、微小粒子に関する様々な影響について、さらに定量的な評価に関する考察を進める必要があるとされたため、中央環境審議会大気環境部会微小粒子状物質リスク評価手法専門委員会において、議論されてきたもの。 |
| 17 | 「化審法見直し合同委員会報告書」とりまとめ | 平成20年12月 | 化審法見直し合同委員会(厚生科学審議会専門委員会、産業構造審議会小委員会及び中央環境審議会小委員会合同会合)は、(1)現在の制度は相応の役割を果たしているものの、既存化学物質(化審法が制定された昭和48年当時我が国に流通していた化学物質、約2万種。)の安全性評価が十分になされないまま製造・使用されている現状を踏まえ、基本的にすべての化学物質を対象としてリスク評価を段階的に進めていく体系へと転換。(2)すべての化学物質について、一定量以上の製造・輸入量の届出を義務化。届出情報等を用いてスクリーニング評価を行い、「優先評価化学物質」(仮称)を絞り込み。それらの物質について、事業者の協力の下で安全性情報を段階的に収集し、国としてリスク評価を実施。(3)リスクが高いと判断される物質の製造、輸入、使用等を規制。(4)2020年までに、すべての化学物質について一通りの対応を終える。を概要とする「化審法見直し合同委員会報告書」を取りまとめた。これを受け、中央環境審議会から「今後の化学物質環境対策の在り方について(答申)」がなされた。 |
| 18 | 中央環境審議会「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(中間答申)」 | 平成20年12月 | 使用過程車の騒音低減対策としてマフラーの事前認証制度が導入されるとともに、今後の検討課題として、騒音規制手法の抜本的な見直しや自動車騒音に関する騒音低減技術について、基礎的研究を含めた幅広い観点からの研究・開発を推進する必要があるとした「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について(中間答申)」がなされた。 |
| 19 | 国連環境計画(UNEP)第25回管理理事会(水銀管理) | 平成21年2月 | 水銀管理についての条約制定に向けて、平成21年の後半に、政府間交渉委員会(INC)の準備会合を開催し、平成22年にINCを設置、平成25年までにその結論を得ること、またINCでは、水銀供給の削減や製品及び製造工程での需要削減等について検討する決定案が採択された。 |
| 20 | 化学物質の環境リスク初期評価(環境省) | 平成21年3月 | 環境省は、化学物質による環境汚染を通じた人の健康や生態系へ好ましくない影響を与えることを未然に防止するため、優先度が高いと判断された化学物質を対象に、環境リスク初期評価(第7次とりまとめ)を実施しその結果を公表した。 [1]健康・生態系両面についての初期評価を実施した23物質のうち、1物質(1,2,4-トリメチルベンゼン)が健康リスク初期評価面で、「詳細な評価を行う候補」とされ、[2]生態系のみに対する初期評価を実施した10物質の中では、3物質(5-クロロ-2-(2',4'-ジクロロフェノキシ)フェノール、1-デシルアルコール、ポリ(オキシエチレン)ニルフェニルエーテル)が「詳細な評価を行う候補」と判定された。(平成9年度から実施されており、詳細は「化学物質の環境リスク評価」(第1巻～第6巻)としてまとめられ公表されている。) |

| No | トピックス | 時期 | 概要 |
|----|--|---------|---|
| 21 | 「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」策定(環境省) | 平成21年3月 | 環境省は、事業者等が適切な管理措置を講じることにより、環境経路でヒトや動植物がナノ材料にばく露されることによって生ずる影響を未然に防止することを目的とし、事業者等が環境保全上の適切な管理方策を選択するための情報について、[1]現時点までの知見、[2]当面の対応の基本的考え方、[3]今後の課題として整理した「工業用ナノ材料に関する環境影響防止ガイドライン」を取りまとめ、公表した。 |
| 22 | 生態毒性予測システム「KATE(ケイト)」のスタンドアロン版の公開及びインターネット版の更新 | 平成21年3月 | 独立行政法人国立環境研究所と環境省が、同研究所により開発された生態毒性予測システム(通称:KATE(ケイト))のスタンドアロン版「KATE on PAS」の新規公開及び改良されたインターネット版「KATE on NET」の公開を実施。 |
| 23 | 土壌汚染対策法改正 | 平成21年4月 | 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が成立、公布され、[1]土壌汚染を把握するための制度の拡充、[2]汚染区域の特性に応じた措置の内容の明確化、[3]汚染された土壌の適正処理の確保等について規定された。 |
| 24 | G8環境大臣会合 | 平成21年4月 | イタリア・シラクサで開催されたG8環境大臣会合では、「気候変動」、「生物多様性」とともに我が国の提案で「子どもの健康と環境」も議題として取り上げられ、斉藤環境大臣が基調講演を行い、子どもの健康と環境に関する取組が重要であるとの認識が共有されるとともに、G8として調査研究に積極的に取り組んでいくことが示された。 |
| 25 | POPs条約第4回締約国会議 | 平成21年5月 | 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の第4回締約国会議がスイスのジュネーブで開催され、POPs物質のモニタリング報告書を基に条約の有効性に関する評価がはじめて行われるとともに、残留性有機汚染物質検討委員会(POPRC)から締約国会議に附属書への追加を勧告されていた9物質について、製造・使用等を原則廃絶または制限することが決定された。 |
| 26 | 「第2回国際化学物質管理会議(ICCM2)」 | 平成21年5月 | 「第2回国際化学物質管理会議(ICCM2)」がスイスのジュネーブで開催された。今回の会議では、[1]2020年までに化学物質が人の健康・環境への影響が最小となるような方法で生産・使用されることを目標とした「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(SAICM)の実施状況のレビュー、[2]ナノ材料の安全性等の課題への対応、[3]SAICM実施のための財政措置のあり方などが検討された。 |
| 27 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)改正 | 平成21年5月 | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律が成立し、(1)既存化学物質も含めた包括的管理制度の導入(2)流通過程における適切な化学物質管理の実施(3)国際的動向を踏まえた審査・規制体系の合理化が規定された。 |
| 28 | 「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について(答申案)」取りまとめ(環境省) | 平成21年6月 | 「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について(諮問)」(平成20年12月9日)について、大気環境部会微小粒子状物質環境基準専門委員会及び微小粒子状物質測定法専門委員会において検討が行われ、環境基準の設定に当たっての指針値及び環境基準の設定に伴う課題を含む答申案が取りまとめられた。 |